

令和4年度 第2回

監査報告書

千葉県監査委員

令和4年5月1日から令和4年8月31日までの間に実施した
監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定
により、次のとおり提出する。

令和4年9月15日

千葉県監査委員	小倉	明
千葉県監査委員	川口	明浩
千葉県監査委員	江野澤	吉克
千葉県監査委員	鈴木	衛

本報告は、千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示
第1号）に準拠したものである。

目 次

第1 監査の概要

- 1 定期監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 監査等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 監査の実施内容及び着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 監査の対象等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 定期監査の結果

- 1 普通会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 指摘等結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果・・・・・・・・ 3
 - ア 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - イ 健康福祉部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ウ 環境生活部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - エ 商工労働部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - オ 農林水産部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - カ 県土整備部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - キ 教育庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ク 総務部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ケ 健康福祉部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - コ 農林水産部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - サ 県土整備部出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 公営企業会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 指摘等結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果・・・・ 11
 - ア 企業局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - イ 企業局出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ウ 病院局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - エ 病院局出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3 令和3年度会計監査の結果について・・・・・・・・・・ 14

第1 監査の概要

1 定期監査

- (1) 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第2項並びに千葉県監査委員監査基準（令和2年千葉県監査委員告示第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定による監査

(2) 監査の実施内容及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

また、監査の効率化等の観点から次の重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備・運用状況等を踏まえ、監査を実施した。

ア 財務事務について

(7) 収入未済の債権管理等について

行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、適正な債権管理の手続等が講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われていることを確認するとともに、公営企業会計における破産更生債権等については、その管理状況を確認する。

(4) 工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況とともに、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

(6) 契約事務について

契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(5) 財産の管理等について

財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その財産が有効に利用されているかを確認する。

イ 適正な事務執行の確保について

以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理等の徹底

(3) 監査の対象等

ア 実施した範囲	令和3年度会計に係る執行分		
イ 実施した期間	令和4年5月1日から令和4年8月31日まで		
ウ 監査実施機関数	普通会計	142機関（うち本庁108機関	出先機関等34機関）
	公営企業会計	24機関（うち本庁14機関	出先機関10機関）
	計	166機関（うち本庁122機関	出先機関等44機関）

第2 定期監査の結果

1 普通会計

監査を実施した142機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…26機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (8件)

- ・ 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件
- ・ 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件
- ・ 個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・1件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件
- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・ 委託業務に係る不適切な発注手続について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・1件

イ 注意事項 (25件)

- ・ 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15件
- ・ 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・3件
- ・ 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件
- ・ 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・2件
- ・ 普通財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・ 支払先の誤認について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・1件
- ・ 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・1件

ウ 指導事項 (96件)

- ・ 支出負担行為の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24件
- ・ 支払の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19件
- ・ 収入未済に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11件
- ・ 契約事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9件
- ・ 財産の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9件
- ・ 収入事務に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8件
- ・ 事務手続に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6件
- ・ 調定の時期に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件
- ・ 指定管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件
- ・ 工事の積算に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・ 工事の施工管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
- ・ 物品の管理に係るもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

【参考】 監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合 ・ 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合 ・ 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合 ・ 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

(2) 指摘事項及び注意事項に係る個別の結果

ア 総務部

監査対象機関	指摘事項等
政策法務課	注意事項 雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、解消に努めること。
総務ワークステーション	注意事項 普通財産として管理している土地について、長期間に渡り貸付契約が締結されていない事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、適正な管理を行うこと。

イ 健康福祉部

監査対象機関	指摘事項等
健康福祉指導課	指摘事項 個人情報等が記載された請求書類等について、管理体制の不備により紛失し、それに伴う支払遅延及び国庫委託金が受け取れないという不適切な事案が発生した。今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
児童家庭課	注意事項 ① 雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）16,570,760円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。 ② 特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）259,786,740円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
障害者福祉推進課	注意事項 雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
医療整備課	注意事項 貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）34,200,946円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

ウ 環境生活部

監査対象機関	指摘事項等
廃棄物指導課	注意事項 雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,103,505,359円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

エ 商工労働部

監査対象機関	指摘事項等
経営支援課	注意事項 特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）18,674,860円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

オ 農林水産部

監査対象機関	指摘事項等
安全農業推進課	注意事項 雑入（補助金返還金）16,265,000円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
森林課	注意事項 消費税について、申告が遅延している事例が1件（137,300円）及び当該遅延に伴う無申告加算税（6,500円）の発生が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

カ 県土整備部

監査対象機関	指摘事項等
建築指導課	指摘事項 千葉県指定道路管理システム賃貸借保守業務（3,273,600円）について、予算の裏付けのないまま、翌年度の支出を伴う契約を締結している事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し、適正な事務手続を行うこと。

<都市整備局>

監査対象機関	指摘事項等
住宅課	注意事項 土木使用料（県営住宅使用料）329,517,062円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

キ 教育庁

<企画管理部>

監査対象機関	指摘事項等
財務課	注意事項 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）158,450,697円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

<教育振興部>

監査対象機関	指摘事項等
生涯学習課	注意事項 使用料及び賃借料の執行について、事務の遅延に伴う過大な支出（18,415円）が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
学校安全保健課 （保健体育課）	注意事項 健康管理医（産業医）に係る報酬の支払において、相手方を誤って支払った事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に努めること。

※括弧内の機関名は令和4年4月1日現在の機関名

ク 総務部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
香取県税事務所	<p>指摘事項</p> <p>軽油引取税に係る路上抜取調査において、実施体制の不備により発生した調査協力者所有物の紛失事故について、本来であれば必要な手続を行った上で金銭による補償を行うべきところ、職員が私費で物品を購入し、実質的な補償を行ったという著しく不適正な事例が認められた。</p> <p>今後、業務の執行に当たっては、組織として適時適切な対応がとられるよう執行体制の改善を図った上で、内部統制を機能させること。</p>

ケ 健康福祉部出先機関

監査対象機関	指 摘 事 項 等
印旛健康福祉センター	<p>指摘事項</p> <p>雑入（生活保護費弁償金等）について、令和4年3月末現在で17,462,484円と多額の収入未済が認められること、これに加え、過年度において、消滅時効が完成した後に計45,000円の徴収を行っていた事例が認められたことから、今後は、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。</p>
市川児童相談所	<p>指摘事項</p> <p>補償、補填及び賠償金（42,228円）の執行において、予算令達されていないにもかかわらず契約し、その後、契約締結日を修正するなど、事務手続に著しく適正を欠く事例が認められた。一連の事務手続について、組織として内部統制が有効に機能しているとは言い難い状況にある。今後は、内部統制体制を整備した上で適正な業務執行に努めるとともに、法令に基づく会計処理を行うこと。</p> <p>注意事項</p> <p>① 民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和3年12月末現在で36,311,846円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。</p> <p>また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。</p> <p>② 需用費等の執行について、支払時期の遅延が10件（3,176,654円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

コ 農林水産部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
印旛農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入について、令和4年2月末現在で15,446,000円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
香取農業事務所	注意事項 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和3年12月末現在で20,924,237円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
海匝農業事務所	注意事項 ① 東総台地2期道路工事(その8)等について、積算金額の誤り(計154,000円の過小2件)が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。 ② 特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和4年3月末現在で21,731,055円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

サ 県土整備部出先機関

監査対象機関	指摘事項等
東葛飾土木事務所	指摘事項 河川水面使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が4件(48,513,304円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が144件(28,289,256円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。 注意事項 河川敷地等について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。
印旛土木事務所	注意事項 河川敷地について、第三者により不法占用されており、管理が十分に行われていない事例が認められることから、今後は適正な管理を行うこと。
夷隅土木事務所	注意事項 雑入(原因者負担金)について、令和3年12月末現在で29,657,822円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
市原土木事務所	指摘事項 県単河川維持委託業務(村田川支障木伐採)について、事前の確認を十分にせず、他者の財産である樹木の伐採を行った事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。 注意事項 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事(第二方面小修繕その2)について、積算金額の誤り(143,000円の過小)が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

監査対象機関	指摘事項等
千葉港湾事務所	<p>指摘事項 港湾施設用地使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が1件(1,908,259円)、1か月以上3か月未満遅延している事例が30件(5,571,950円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p> <p>注意事項 役務費等の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が2件(101,196円)、1か月以上6か月未満遅延している事例が5件(1,914,440円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>

(3) 監査の実施状況

【普通会計（本庁） 108機関】 ※括弧内の機関名は、令和4年4月1日現在の機関名

	実施機関名	実施年月日
総務部	秘書課、総務課（総務課、人事課）、行政改革推進課（総務課、人事課、デジタル戦略課、デジタル推進課）、財政課、資産経営課、管財課、税務課、市町村課、政策法務課、審査情報課、学事課、情報システム課（情報システム課、デジタル戦略課、デジタル推進課）、総務ワークステーション	令和4年8月25日
総合企画部	政策企画課（政策企画課、地域づくり課）、国際課、報道広報課（報道広報課、地域づくり課）、統計課、水政課、空港地域振興課、交通計画課、男女共同参画課	令和4年8月19日
防災危機管理部	防災政策課（危機管理政策課、防災対策課）、危機管理課（危機管理政策課、防災対策課）消防課、産業保安課	令和4年8月19日
健康福祉部	健康福祉政策課、健康福祉指導課、健康づくり支援課、疾病対策課、児童家庭課、子育て支援課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課（障害者福祉推進課、生涯スポーツ振興課、文化振興課）、障害福祉事業課、保険指導課、医療整備課、薬務課、衛生指導課	令和4年8月22日
環境生活部	環境政策課（環境政策課、温暖化対策推進課）、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環型社会推進課（循環型社会推進課、温暖化対策推進課）、廃棄物指導課、くらし安全推進課、県民生活・文化課（県民生活課、文化振興課） ＜オリンピック・パラリンピック推進局＞ 開催準備課（生涯スポーツ振興課）、事前キャンプ・大会競技支援課（生涯スポーツ振興課）	令和4年8月24日
商工労働部	経済政策課、経営支援課、産業振興課、企業立地課、観光企画課、観光誘致促進課、雇用労働課、産業人材課	令和4年8月23日
農林水産部	農林水産政策課、団体指導課、生産振興課、流通販売課、担い手支援課、農地・農村振興課、安全農業推進課、耕地課、畜産課、森林課 ＜水産局＞ 水産課、漁業資源課、漁港課	令和4年8月24日
県土整備部	県土整備政策課、技術管理課、建設・不動産業課、用地課、道路計画課、道路整備課、道路環境課、河川整備課、河川環境課、港湾課、営繕課、施設改修課 ＜都市整備局＞ 都市計画課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課、住宅課	令和4年8月26日
出納局	出納局	令和4年8月18日
県議会事務局	県議会事務局	令和4年8月19日
教育庁	＜企画管理部＞ 教育総務課、教育政策課、財務課、教育施設課（教育施設課、文化振興課）、福利課 ＜教育振興部＞ 生涯学習課、学習指導課、児童生徒課（児童生徒安全課）、特別支援教育課、教職員課、学校安全保健課（児童生徒安全課、保健体育課）、文化財課（文化財課、文化振興課）、体育課（生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、保健体育課）	令和4年8月18日
警察本部	警察本部	令和4年8月26日

委員会等	監査委員事務局	令和4年8月22日
	人事委員会事務局	令和4年8月22日
	労働委員会事務局	令和4年8月22日
	海区漁業調整委員会事務局	令和4年8月24日
	収用委員会事務局	令和4年8月26日

【普通会計（出先機関等） 34機関】

	実施機関名	実施年月日
総務部	東葛飾地域振興事務所	令和4年6月1日
	中央県税事務所、千葉西県税事務所、船橋県税事務所、松戸県税事務所、柏県税事務所、佐倉県税事務所、東金県税事務所、木更津県税事務所、市原県税事務所	令和4年7月19日
	香取県税事務所	令和4年6月24日
	旭県税事務所	令和4年7月6日
	茂原県税事務所	令和4年6月28日
	館山県税事務所	令和4年6月23日
	自動車税事務所	令和4年7月5日
健康福祉部	印旛健康福祉センター、海匝健康福祉センター、君津健康福祉センター	令和4年7月19日
	市川児童相談所	令和4年5月17日
環境生活部	消費者センター	令和4年6月10日
農林水産部	印旛農業事務所	令和4年6月21日
	香取農業事務所	令和4年6月2日
	海匝農業事務所	令和4年7月6日
	南部漁港事務所	令和4年6月23日
県土整備部	東葛飾土木事務所	令和4年6月1日
	印旛土木事務所	令和4年6月21日
	香取土木事務所	令和4年6月2日
	海匝土木事務所	令和4年7月6日
	夷隅土木事務所	令和4年5月25日
	市原土木事務所	令和4年7月5日
	千葉港湾事務所	令和4年6月10日
	葛南港湾事務所	令和4年7月19日
	一宮川改修事務所	令和4年6月28日
警察署	香取警察署	令和4年6月24日

2 公営企業会計

監査を実施した24機関について、以下の点を除き、おおむね適正と認められた。
(指摘事項、注意事項又は意見のあった機関…8機関)

(1) 指摘等結果の概要

ア 指摘事項 (1件)

- 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

イ 注意事項 (7件)

- 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・4件
- 個人情報の取扱について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件
- 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

ウ 指導事項 (16件)

- 収入事務に係るもの・・・9件
- 収入未済に係るもの・・・3件
- 支出負担行為の時期に係るもの・・・2件
- 事務手続に係るもの・・・2件

エ 意見 (1件)

- 経営に係るもの・・・1件

(2) 指摘事項、注意事項及び意見に係る個別の結果

ア 企業局

<水道部>

監査対象団体	指摘事項等
計画課	注意事項 おいしい水検定の受検者に対して、個人情報記載された認定証や回答用紙を誤送付した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

<土地管理部>

監査対象団体	指摘事項等
土地事業調整課	注意事項 土地の貸付料について、企業局に所有権がなくなったにもかかわらず誤って使用料を徴収し、還付するに至った事例が複数認められたことから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。
資産管理課	注意事項 行政財産使用料等に係る遅延利息の収入事務において、調定額を誤り、過納となった事例が複数認められたことから、再発防止策を徹底し、適正な事務手続を行うこと。
土地分譲課	注意事項 土地譲渡契約において、分割利息及び遅延利息を算出する際に、利率の適用を誤り過徴収となった事例が認められたことから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 企業局出先機関

監査対象団体	指摘事項等
千葉水道事務所	注意事項 資金前渡口座振替に係る支払について、不適切な支払が発生した事実が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

ウ 病院局

監査対象団体	指摘事項等
経営管理課	意見 千葉県立病院改革プランについては、前改革プランに引き続き、開始初年度においても主な経営指標の多くが目標値を下回っている。また、過去からの未処理欠損金も累増している状況にある。このような傾向が継続するのであれば、目標達成に向けてこれまで以上に努力が必要となる。 今後とも新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中で、厳しい経営状況が続くものと見込まれる。そのため、前改革プランの期間中、主要な経営指標の多くが目標値を下回ったことなどを踏まえ、現改革プランの点検・評価とともに、原価計算による経営分析を行い、改革プランの見直しも含めて改善策を検討していただきたい。その上で、必要な措置を講じることにより、財務基盤と経営基盤の強化を図り、将来にわたって県民が求める医療を提供できるよう努力していただきたい。

エ 病院局出先機関

監査対象団体	指摘事項等
がんセンター	指摘事項 前回の監査に続き、備消耗品費の執行において、支出負担行為手続が遅延している事例が多い実態が認められたことから、今後はより一層適正な事務手続を行うこと。 注意事項 治験薬臨床研究受託費及び行政資産使用許可に係る調定伝票の起票が遅延した事例が認められたことから、再発防止策を徹底し、今後は適正な事務手続を行うこと。
救急医療センター	注意事項 支出負担行為が6か月以上遅延している事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(3) 監査の実施状況

【公営企業会計（本庁） 14機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部都市整備局	下水道課	令和4年7月26日
企業局 管理部	総務企画課、業務振興課、財務課、経理課	令和4年7月25日
水道部	計画課、浄水課、給水課	令和4年7月25日
工業用水部	工業用水管理課、施設設備課	令和4年7月25日
土地管理部	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課	令和4年7月25日
病院局	経営管理課	令和4年7月26日

【公営企業会計（出先機関等） 10機関】

実施機関名		実施年月日
県土整備部都市整備局	印旛沼下水道事務所	令和4年5月17日
企業局	千葉水道事務所	令和4年7月5日
	市川水道事務所	令和4年5月17日
	葛南工業用水道事務所	令和4年5月17日
病院局	がんセンター	令和4年7月19日
	救急医療センター	令和4年7月19日
	精神科医療センター	令和4年7月19日
	こども病院	令和4年7月19日
	循環器病センター	令和4年7月19日
	佐原病院	令和4年7月19日

第3 令和3年度会計監査の結果について

令和3年度会計の監査は令和3年9月から令和4年8月までの期間において、普通会計445機関、公営企業会計40機関について実施してきたところである。

(指摘事項又は注意事項のあった機関…普通会計：40機関、公営企業会計：9機関)

各会計の指摘事項等の結果は、普通会計では指摘事項が14件、注意事項が64件であり、令和2年度会計と比較し、指摘事項は1件、注意事項は2件増加した。一方、公営企業会計では、指摘事項が2件、注意事項が8件、意見が1件であり、令和2年度会計と比較し、指摘事項は4件減少、注意事項は2件、意見は1件増加した。また、比較的軽微な事案である指導事項は、普通会計で221件、公営企業会計で19件となっており、依然として多い状況にある。

こうした不適切な事例が発生する多くは、関係法令や財務規則等の確認を怠ったことや、所属内でのチェック体制、進捗管理の不備などが主な原因となっている。

関係機関にあつては組織内での再発防止策を確実に実施するとともに、各機関にあつては、監査における指摘等の事例を参考にしつつ、内部統制運用上の観点から、業務プロセス上のリスクの識別・評価を適切に行うなどして、対応を徹底していく必要がある。

なお、具体的な指摘事項としては、普通会計では、個人情報記載された書類を紛失した事例、予算の裏付けのないまま翌年度支出を伴う契約を締結した事例などが認められた。公営企業会計では、支出負担行為が手続が遅延している件数が多い事例、積算誤りによって契約解除に至った事例などが認められた。

【参考】指摘事項等事由別件数

1 普通会計

※ () 内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
歳入	収入未済	1 (0)	26 (25)	34 (36)
	調定の時期	0 (0)	5 (7)	13 (19)
	その他収入事務	2 (1)	1 (1)	22 (10)
歳出	支出負担行為の時期	0 (0)	2 (1)	46 (37)
	契約事務	2 (1)	5 (4)	18 (26)
	工事等の積算	1 (1)	5 (3)	1 (2)
	その他の支出事務	2 (0)	5 (5)	35 (26)
財産の管理		0 (0)	4 (2)	17 (16)
個人情報等の紛失等		5 (0)	7 (6)	1 (5)
その他		1 (10)	4 (8)	34 (23)
計		14 (13)	64 (62)	221 (200)

2 公営企業会計

※ () 内は前年度の件数

項目		指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済		0 (0)	0 (1)	3 (4)
収入事務		0 (0)	4 (1)	10 (5)
支出事務		1 (2)	3 (2)	5 (4)
契約事務		0 (1)	0 (1)	0 (0)
工事の設計積算		1 (1)	0 (1)	0 (1)
財産管理		0 (0)	0 (0)	0 (4)
その他		0 (2)	1 (0)	1 (2)
計		2 (6)	8 (6)	19 (20)